

第11回 安来市農業委員会議事録

平成30年5月21日 午後2時00分 第11回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 平成30年5月21日 1日
日程第 3	議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	報第37号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 6	議第42号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第39号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 9	報第40号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第11回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第11回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君

ありません。

議長：岡田 一夫君

日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 仲佐委員、6番 北川委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 第40号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積（50a）については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1.5m、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり444,444円です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約10m、農機具は、コンバイン1台を所有しています。その他必要な農機具は借上げしているとのことです。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番及び4番は譲受人が同じですので、あわせて説明します。3番及び4番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 3番は約100m、4番は約2km、農機具は、コンバイン1台、トラクター1台、田植え機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、3番は393,000円、4番87,912円です。

5番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約50m、農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり80,972円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番の案件について15番 佐々木委員 説明をお願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。1番案件について説明いたします。まず、場所の説明をしたいと思いますが、この庁舎前の道路を西へ行っていただきますと橋がございます。その橋を渡ってすぐ右折して市道を安来方面、北に向かって300m行っていただきますと、西市自治会の公会堂があります。それを右手に見ながら左方向へ圃場の方へ降ります農道がありますので、それを降りて200m西の方へ直進していただき、角を右の方へ250mくらい安来方面に行っていたところ圃場になります。申請人は17,000㎡あまりの農地を意欲的に経営、管理をしております、地域におかれましてリーダー的な役割を担っておられます。非常にまじめな性格で、農業に真摯に取り組んでおられます。また、この90㎡ほどの農地でございますが、譲渡人がかつて縄仕事に利用しておりましたが、譲渡人は勤め人で、遠方に出張等もあり、農業をずっとやっておられません。その間、申請人の方が管理を任されており、草が生えない程度におこしていたということもあり、以前から将来はあなたに貰ってほしいという約束もあったようでございますので、今回の申請になったようでございます。周りの農地に影響を与えることは全くないと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について3番 杉原委員 説明をお願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。2番案件について説明を行います。まず場所ですが、折坂町入り口のコンビニの信号機より県道布部安来線を吉田方面に1.7km進んで左折、のち20m進んだところを左折、現在、基盤整備事業で行っております仮設道路を20m行ったところが申請場所です。譲渡人は長年体調を悪くし、維持、耕作ができない状況です。申請場所は譲受人の自宅裏にあり、周辺農地に悪影響はないと考えます。委員の皆さんのご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番、4番の案件について14番 渡邊委員 説明をお願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず、3番案件の場所の説明をいたします。9号線と荒島広瀬線が交わる交差点より約200m安来方面に行きますと、田頼川の橋を渡って東堤防沿いに9号線と並行して越前集落方面に走る市道がございます。そこを降りて約150m安来方面に行った左側の圃場でございます。4番案件の場所の説明をいたします。9号線の豊島の信号のある交差点を論田方面に向かう市道がございます。その道を論田方面に約300～400m進んでいただきました東側の道から2枚目の水田になります。譲受人は222,230㎡の農地を耕作しておられまして、意欲的に営農に取り組んでおられます。隣接地が譲受人の耕作地であることから周辺農地に与える影響はないと考えます。委員の皆様方のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

5番の案件について6番 北川委員 説明をお願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。5番案件について説明いたします。まず場所ですが、国道432号線を布部方面に向かっていただきまして、下布部トンネルの手前を左折して700m行き、さらに左折して1.5km地点を右折、そして600m行ったところを右折して500m行った右下の圃場でございます。譲渡人は昨年まで認定農業者の方に耕作をお願いしておりましたが、今年からもうやめたからということで断られ困っておられましたところ、たまたま近くに17,081㎡耕作しておられる方がおられまして、この方と話がついて今回の申請になりました。委員の皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、5件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、土地の区分は、農用地区域内農地です。転用の目的は、営農型発電設備で、権利の設定は賃借権の設定です。期間は一時転用で3年間です。本件はすでに発電設備として利用されており追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者は、平成27年3月13日許可番号指令松農第1189号で下りた3年間の一時転用許可が平成30年3月12日で期間終了していたにもかかわらず、事業継続の手続きを失念していたものです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。再度の一時転用にあたり、次のことを確認しています。(1)下部の農地における営農が適切に継続される事、(2)簡易な構造で、容易に撤去できる支柱である事、(3)支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事、(4)周辺農地への影響がないこと、(5)支柱を含め営農型発電設備を撤去するに必要な資力及び信用があること。このうち、(1)営農の適切な継続とは、国の通知によれば、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少していないことを指します。島根県への農作物の状況報告では、作付作物である千両及び万両は枯死が多く、収穫は無い状況ですが、初回の3年間で試行錯誤をしており、営農の適切な継続が確保されていないとは言えない状況です。3年後の事業継続の際に改めて確認することになります。継続が認められない場合は、撤去となります。営農計画書は、初年度10aあたり1,750本、3年後、2,200本と平均単収10aあたり2,000本の80%を超える計画となっています。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、年9万円です。

2番は、土地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関係する特定土地改良事業とは、島根県が平成14年度から平成19年度に施行した「宇賀荘第二地区基盤整備排水事業」のことです。転用の目的は、個人住宅で、権利の設定は所有権の移転です。申請者の実家は、同じ町内にありますが、兄弟が同居しており実家の敷地は増築して同居するだけの広さがありません。申請地以外の適地を探しましたが見つからず、親族が所有する当該地を申請するものです。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して

設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、無償です。

3番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、個人住宅で、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、家族6人で隣接する土地に住んでおり、申請地の隣地である宅地 135.83 m²を購入し、住宅を新築する計画を立てたところ、住居部分及び2台の駐車場スペースを確保するためには、当該申請地を取得し住宅敷地として利用する必要が生じたため申請するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、1,091,304円です。

4番及び5番は、転用事業者である譲受人が同じですのであわせて説明します。土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で7,320 m²の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。今回は農振除外を受けた14筆7,320 m²のうち、第1期として4筆2,306 m²に設置するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、11,640,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。1番案件の場所の説明をいたします。国道9号線と県道広瀬荒島線の地点から北へ約600m行ったところを左に約100m行ったところが現地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。2番案件の場所の説明をします。7ページの地図をご覧ください。中央の交差点、折坂のコンビニの向かい側が申請地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。8ページの位置図をご覧ください。右上の方に信号機のマークのある交差点がありますが、その安来木次線のバイパスを広瀬地内に入ってくださいと、月山に向かう富田橋がございますがその右側になります。その信号機の左側にショッピングセンターがございますが、そこから南の方に約300m南下しますと、この地図の赤い部分になります。川が流れておりますがこの川沿いに市道が走っております。市道に囲まれた宅地の川側の地点でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

4番、5番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。4番案件、5番案件の場所の説明をいたします。伯太庁舎を出まして県道安来伯太日南線を安来方面に進み、大塚町の交差点を左折、県道米子広瀬線を50m行ったところを左折し、さらに50m行ったところを右折、大塚保育所の前を300m進み左折し、庇川沿いを200m行ったところを右折、殿川内町方面に200m行った市道沿いが申請場所です。以上です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの調査報告を14番 渡邊委員 お願いします。

14番 渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。現地調査班の報告をいたします。先日5月18日午後1時30分より事務局におきまして、竹内局長、堀江係長から本案件の説明を受けまして、現地の方に向かいました。今月の調査班は3班で、北川班長を始め、藤原委員、増田委員、新田委員、佐々木委員と私、それから事務局より堀江係長とで向かいました。番号1の調査班の報告をいたします。本案件は追認案件でございますが、当初の計画から千両及び万両の枯死が多く、営農状況は計画からは著しく劣っていると思われれます。しかしながら初回の3年間でもあり、営農の適切な継続が確保されていないとまでは言えないので、追認は許可相当であると判断をいたしました。今後の営農状況を監視する必要があると考えます。1番については以上です。

続きまして2番案件の説明をいたします。2番案件につきましては、地元委員から報告を受けました。本案件は個人住宅でございます。造成はせず、そのままの状態を整地をし、建設面積66.25㎡の2階建ての住居と、自家用車3台分の駐車スペースと庭でございます。排水の方ですが、雨水は既存の水路へ、汚水は合併浄化槽より既存の水路へ流すということでございます。以上です。

続きまして3番案件について説明いたします。3番案件も個人住宅でございます。当案件の農地に隣接します宅地135.83㎡と申請の農地と合わせて住宅を建設するという案件でございます。現在は家族6人で両親宅に同居しておられますが、手狭になったということでこの計画が出されたということでございます。造成はせず、そのままの状態にて建設面積86.12㎡の2階建て住宅と、自家用車2台分の駐車スペースでございます。排水のほうは、汚水は公共下水道へ、雨水は既存の水路へ流すということでございます。調査班としましては許可相当だと判断いたしました。

続きまして4番並びに5番案件でございますが、これは太陽光発電設備の転用案件でございます。造成も除草と整地のみでございます。敷地境界にフェンスを張り165㎡のパネルを800枚設置する予定でございます。排水のほうですが、周囲が水路に囲まれたところでございますので、そちらのほうに自然排水されるということでございます。隣接農地もありませんし他に悪影響を及ぼすことはないと思われれます。調査班としましては許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質問のある方は発言をお願いします。

18番 齋藤 哲君

はい。

議長：岡田 一夫君

18番 齋藤委員。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。これに限ったことではないのですが、太陽光発電というのはこれからどんどん農地に施工されていくのではないかと思います。特にこの1番案件は一種農地ではなかったかと思

います。その中で高床式という形でやられています、これというのは私も時々近くを通るのですが、一向に耕作をしているという状況は一つも見受けられないのですが、地元の農業委員さんもたまには、指導とかひと声掛けていただけたらどうかと思うわけです。特に今4番、5番案件のような太陽光の案件も出てきているわけで、どんな対策をしておられるかわからないのですが、またその後の取り扱いについても周りの農地に影響はないかというようなチェックも必要ではないかなと思います。それから今日の調査班の報告で排水のことなどを言われたんですが、施工方法というのが一つも説明がなくて、どのような格好で施工されるのか、擁壁を作るとか、何cm上げるとかそういうことの説明がなかったのですが造成は無かったということでしょうか。無かったら無かったで言ってもらえるといいのですが。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

ただ今、18番 齋藤委員から意見がありましたが、1番案件について地元委員さんの作物の定期的な見回りをということでございました。こういう案件は今後皆さんにも関わることだと思いますので、農業委員会として実施されているかという確認をみんなで行っていきたいと思います。齋藤委員の意見ということで皆さんもご承知おきいただきたいと思います。他に質疑がありますでしょうか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について、質問のある方は発言をお願いいたします。先ほどの調査班の報告で造成のことについて言われたと思いますが、もう一度、2番案件の造成のことについて確認のため報告をお願いいたします。

14番 渡邊 克実君

2番案件はそのままの状態でございます。

議 長：岡田 一夫君

以上、再度報告をいただきました。このことを踏まえて2番案件について質疑がありますでしょうか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、3番の案件について、質疑のある方は発言をお願いします。

14番 渡邊 克実君

3番案件についても造成はありません。

議 長：岡田 一夫君

再度調査班からの報告ですが、3番案件についても造成は特にないということです。このことを踏まえて3番案件について質疑がありますでしょうか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

続きまして、4番、5番の案件については、同一事業ですので一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

14番 渡邊 克実君

4番、5番案件についても造成はなしで、そのままの状態から草刈と整地のみでございませう。

12番 塩見 秀雄君

ちょっといいですか。

議長：岡田 一夫君

12番 塩見委員。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。この4番、5番の案件ですが、所有権移転ということで移転するわけですが、この業者は数を増やしていきたいという考えだと思いますが、島根県にだけ出てきた話なのか、全国的に他の県でもやっておられるのか、その辺はどうでしょうか。

事務局：竹内 章二君

安来市が確認するのは、国あるいはそれに付随する団体が出す許可書の確認になりますので、許可された事業者であれば妥当であろうというだけで、ほかの市町村あるいは島根県内でどういった事業をしているのかというのは、審査の対象とはなっておりませんので、情報としてはありません。

12番 塩見 秀雄君

おそらく、こういった形でもう少し増やされるとは思いますが、何かあったときの連絡先とかそういうちゃんと申し合わせがありますか。

事務局：竹内 章二君

個人名はお出しませんが、前回、同じような太陽光がありましたが、この場合も水路等の問題があるときは事業設置者のほうに農業委員会から、こういう苦情等出ているということで、事業者に対して、まず第一段階として指導等いたします。あくまでも事業主体が責任主体です。

12番 塩見 秀雄君

こういった案件がこれから先増えてくるとは思いますが、農地を生かすという観点からは良いことだと思います。今は日本の企業だけですが、これから外国が入るといようなケースも今後出てくるのではないかと思います。その辺のガイドラインというか、法律的な面でおそらくまだ何もないのではないかと思います。他の県でもあれば参考にさせてもらって、なるべく外部から入ってくるのを抑えたいという気持ちが住民の

皆さんもあると思います。その辺が何でも許されるということになると、点々と地区の住民の土地ではないものが増えてくるというようなことになるわけです。どこかで何か取り決めのようなものが法律上でできるとは思いますが、今回こういうケースで出てきたので、ちょっと質問してみたのですが。よその県で何かトラブルとかあるという話があるなら教えていただきたいと思います。

事務局：竹内 章二君

今の質問で、他県の状況のお話がありましたが、これは島根県農業会議の方からも、太陽光あるいはアパート関係、こういった場合の農家の方に対しての転用申請の勧誘等は、農業委員会としても注意して事務をこなさいというように言われていますので、引き続きそのような観点でしていきたいと思っています。

議長：岡田 一夫君

他に質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。4 番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、5 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第37号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。日程第5 報第37号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。11ページに案件の内容、12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は、転用目的は社員駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を、1番の案件について7番 安松委員 説明をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件の場所について説明いたします。12ページの位置図をご覧ください。図中左右に走っておりますのが国道9号線でございます。この9号線をJR安来駅から東へ約1.9km行きますと図中、中央下にあります鉄鋼センター入口交差点がございます。その交差点手前40m左側国道沿いを行くと、その奥にある2筆が届出の場所でございます。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第42号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

13ページをご覧ください。議第41号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めます。計画要請につきましては、16ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が33件、45,527㎡、使用貸借が1件、460㎡、全体で34件、総面積が45,987㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第42号について説明いたします。詳細は17ページからです。今月の利用集積計画はいずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

20ページをご覧ください。報第38号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このこ

とについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページに届出内容が載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、2件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

続いて、日程第8 報第39号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

22ページをご覧ください。報第39号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。23ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、島根県松江県土整備事務所長（広瀬土木事業所）より届出があったものです。事業名は、「安来木次線（切川2工区）社会資本整備総合交付金（改良）」で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までです。終了後は田に復元し使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

続いて、日程第9 報第40号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

24ページをご覧ください。報第40号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。25ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。この案件については報告事項ですので、以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第11回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時00分)